

四街道市水道事業及び下水道事業週休2日制適用工事実施要領（令和8年5月版）

1 目的

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、四街道市水道事業及び下水道事業では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事を実施する。この要領は、適用工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 適用工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

(2) 現場閉所による週休2日工事

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜から日曜日までとする。

また、完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定するものとする。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

6) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

7) 監督職員

四街道市建設工事監督職員要綱(平成9年告示第55号)第2条に規定する監督職員をいう。

(3) 週休2日交替制工事

1) 週休2日

①完全週休2日交代制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

③通期の週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け(建設工事の請負契約分のみ)全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

4) 対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間※をいう。

※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

5) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

6) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(4) 共通

1) 対象期間外

①年末年始6日間、夏季休暇3日間

②工場製作のみを実施している期間

③工事全体を一時中止している期間

④発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例)・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。

・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。

⑤受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

2) 4週8休

①完全週休2日

対象期間内の全ての週で現場閉所率又は平均休日率が28.5%（2日／7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月で現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上のことをいう。

ただし、現場閉所による週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上のことをいう。

3 対象工事

適用工事は、市が発注する全ての工事（営繕関係工事を除く。）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・現場施工が1週間未満の工事
- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

4 発注方式

現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても月単位の週休2日とする。

また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

5 工事費の積算

工事費の積算方法は、千葉県が定める「週休2日制適用工事実施要領」を準用する。

発注時は月単位の週休2日（4週8休以上）達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

また、受注者が完全週休2日（土日）を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

6 実施方法

(1) 条件明示等

発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。

また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

(2) 受注者による意思表示

受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督員と週休2日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。

(3) 工事看板による表示

受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙2）。

(4) 実施報告

受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙3）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙4）又は、休日確保状況チェックリスト（別紙5）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

対象期間終了後は、速やかに最終月の週休2日制の取組が確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により取り組みの実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

※別紙5は週休2日交替制工事の場合に使用。

(5) 工期変更時の対応

工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ① 工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。

7 工事成績

週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

8 その他

監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、上下水道部経營業務課と協議すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行の日以後に入札の公告をし、又は指名業者に通知する対象工事に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年11月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行の日以後に入札の公告等を行う対象工事に適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行の日以後に入札の公告等を行う対象工事に適用する。

○特記仕様書記載例

【現場閉所による週休2日工事の場合】

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 5 週休2日制の実施にあたっては、「四街道市水道事業及び下水道事業週休2日制適用工事実施要領（令和8年5月版）」に基づき行うこと。

【週休2日交替制工事の場合】

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が、工事着手前に完全週休2日交替制の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 4 週休2日制の実施にあたっては、「四街道市水道事業及び下水道事業週休2日制適用工事実施要領（令和8年5月版）」に基づき行うこと。

○公衆が見やすい場所への明示例

【現場閉所による週休2日工事の場合】

【工事掲示板】

現場閉所による週休2日工事
この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、計画的に現場閉所を行うことで週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

○○工業 ┌ ××工務店
 └ △△建設 - □□興業

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け
(A3サイズ相当)

建設業許可票

労災保険関係
成立票

緊急時連絡票

建退協

【週休2日交替制工事の場合】

【工事掲示板】

週休2日交替制工事
この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

○○工業 ┌ ××工務店
 └ △△建設 - □□興業

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け
(A3サイズ相当)

建設業許可票

労災保険関係
成立票

緊急時連絡票

建退協

○週休2日制適用工事 現場閉所チェックリスト (例)

事務所名 ○○事務所

工事名 ○○工事

受注者名 ○○工務店

月日	曜日	計画上の閉所日	実際の閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
○月 1 日	月			
○月 2 日	火			
○月 3 日	水			
○月 4 日	木			
○月 5 日	金			
○月 6 日	土			
○月 7 日	日			
○月 8 日	月			
○月 9 日	火			
○月 10 日	水			
○月 11 日	木			
○月 12 日	金			
○月 13 日	土			
○月 14 日	日			
○月 15 日	月			
○月 16 日	火			
○月 17 日	水			
○月 18 日	木			
○月 19 日	金			
○月 20 日	土			
○月 21 日	日			
○月 22 日	月			
○月 23 日	火			
○月 24 日	水			
○月 25 日	木			
○月 26 日	金			
○月 27 日	土			
○月 28 日	日			
○月 29 日	月			
○月 30 日	火			
○月 31 日	水			

現場閉所日	0	0
対象期間	31	31
今月の閉所率	0.0%	0.0%

○週休2日制適用工事 休日確保状況チェックリスト (例)

事務所名 ○○事務所
 工事名 ○○工事
 受注者名 ○○工務店

会社名	氏名	○○年○月 休日確保状況																														今月				累計			
																																対象	休日	休日	平均	対象	休日	休日	平均
																																日数	日数	率	休日率	日数	日数	率	休日率
A 建設	○○																																			31	0	0%	0%
	□□																																			31	0	0%	
	◇◇																																			31	0	0%	
																																				31	0	0%	
B 建設 (一次下請)	●●																																			31	0	0%	
	■ ■																																			31	0	0%	
	◆ ◆																																			31	0	0%	
																																				31	0	0%	
C 建設 (二次下請)	△△																																			31	0	0%	
																																				31	0	0%	
																																				31	0	0%	
																																				31	0	0%	

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入すること。(”休”：休日、“-”：対象期間外、空欄：対象期間)
 ※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とすること。
 ※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。
 ※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行うこと。